

[事案 28-339] 契約無効請求

・平成 29 年 9 月 19 日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反により契約を解除されたが、募集人の告知妨害などを理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還などを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、告知義務違反による契約解除を取り消し、契約取消しとして既払込保険料を返還するとともに、告知義務違反による解除歴および保険会社に提供した個人情報を抹消してほしい。

- (1)告知時に、既往症を募集人に伝えたにもかかわらず、募集人から告知不要との指示があり、告知書の既往症欄に記載しなかった。
- (2)募集人から、体重について過少申告するよう指示されたため、実際より軽い体重を告知した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、体重の告知について不適切な案内をしたことは認めているが、既往症については聞いていない。
- (2)募集人は、告知に関する重要事項を説明し、重要事項説明書を申立人に手交している。
- (3)申立人の個人情報は、保険会社が正当な申込手続きに基づき取得し、利用目的の範囲内で利用するものであるため、情報を消去する義務はない。また、契約はいったん成立し、その後の告知の追加・訂正により解除となっているため、告知義務違反による解除歴の抹消にも応じられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。